## 新幹線プレス

2022 年 7 月5 日No.585発行者杉澤秀則編集者教宣部

JR東海労新幹線地本

# 組合の質問に「後日再回答する」としか答えられず

### (株)シムックスと団体交渉開催!!

新幹線地本は、7月4日に多くの組合員が出向している警備会社(株)シムックスと群馬県太田市において団体交渉を開催しました。

団交では、主に組合員の労働時間に関する問題と、職場環境に関する問題に ついて議論しました。

### 労働時間に関しては再回答を確認!!

シムックスだけではなく、これまで警備会社は 1ヶ月単位の変形労働時間制の 上限を超える勤務シフトが組まれることがありました。

これでは変形労働時間制とは認められないにもかかわらず、超過した時間を超過勤務として片付けており、今回の回答でも「それで問題いない」とのことでした。しかし組合側より、労基法に違反している。シムックス就業規則にも違反しているとの指摘により、シムックスとして再精査し回答するとなりました。

## 引継ぎ時間は時間外労働!!組合側よりさらに争う事を通告!!

また、他の出向先会社では引継ぎ時間は超過勤務として勤務認証しているのに、シムックスでは、JR出向者は引継ぎ時間 10 分は勤務時間に組み込まれています。プロパーの警備員はサービス労働を強いられていました。

この件に関して、組合側は出向の際の就労条件では勤務時間とされていない。 超過勤務としている職場もある。就業規則には勤務時間(始業時刻終業時刻)が 明記されていないなどの問題点を指摘しましたが、シムックスは「契約上10分間 の朝礼時間を明示しているから問題ない」との回答に終始したため、組合側は対 立を確認し、再回答が示されないならば「未払賃金請求訴訟」によって争う事を 通告しました。

# サービス労働の実態について 精査し改善することを確認!!

これまでの事前議論などで明らかになった、さいたま営業所での朝礼時間の実態や神奈川営業所での開店前準備など、サービス労働が行われていた実態について問題にしました。シムックスからは、調査した結果、これを是正するために勤務シフトの見直しとサービス労働について超過勤務としてJRに報告することが確認されました。

### 各種職場環境問題については前向きに検討!!

警備員の装備品である白手袋や無線用イヤホン、などを個人貸与するように という要求については改善に向けて検討することを確認しました。

また、シーツの個人貸与や洗濯の問題については、すでに実施済みとの認識だったため、「それは誤った認識であり、実態とは異なる」との組合側よりの指摘により、シムックスとして確認することになりました。

#### 検討事項・確認事項については再回答を確認!!

今回の団交で結論が得られなかった「検討事項」「確認事項」については、改めて回答することを確認し、その方法はお互いの確認のうえで確定することになりました。